

公認心理師試験（追加試験）の施行

公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第6条の規定により、第1回公認心理師試験（追加試験）を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人日本心理研修センター（以下「センター」という。）が行う。

平成30年9月28日

文部科学大臣 林 芳正
厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 試験期日 平成30年12月16日（日曜日）
- 2 試験地 北海道及び東京都
- 3 試験の方法
 - (1) 試験は、筆記の方法により行う。
なお、障害のある者等については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。
 - (2) 出題形式は五肢又は四肢択一を基本とする多肢選択形式とする。
- 4 受験資格 第1回公認心理師試験の受験票の交付を受けたにもかかわらず、同試験を受験できなかった者であって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 平成30年9月9日（日曜日）に北海道で受験する予定であった者
 - (2) 平成30年9月9日（日曜日）において北海道内に居住又は勤務等しており、北海道以外の試験地で受験する予定であったが、平成30年北海道胆振東部地震の発生に伴い受験できなかった者

- (3) その他、第1回公認心理師試験を受験できなかったことにつき、平成30年北海道胆振東部地震が発生したこと等に起因する正当な理由を有すると認められる者

5 受験手続

- (1) 試験を受けようとする者は、次の書類（以下「受験に関する書類」という。）を提出すること。

ア 追加試験受験申込書

イ 受験資格のいずれを満たすのかの別を記載した書面（4の(3)に該当する者にとっては、その理由を付記すること。）

ウ 受験資格を満たすことを証する書類（4の(1)に該当する者を除く。）

- (2) 受験に関する書類の送付 受験に関する書類は、センターから、第1回公認心理師試験の受験票の交付を受けたにもかかわらず、同試験を受験できなかった者を対象に、平成30年9月28日（金曜日）までに送付する。

- (3) 受験に関する書類の受付期間、提出先等

ア 受験に関する書類は、平成30年9月28日（金曜日）から同年10月12日（金曜日）までの間に、センターの指定先に提出すること。

イ 受験に関する書類の提出は、簡易書留郵便によるものとし、平成30年10月12日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。

- (4) 受験手数料 受験手数料は徴収しない。

- (5) 受験票の交付 受験票は、平成30年11月16

日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

6 合格者の発表

- (1) 試験の合格者は、平成31年1月31日（木曜日）午後に、厚生労働省及びセンターにその受験番号を掲示して発表するとともに、センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。
- (2) 合格者には、公認心理師試験合格証書を平成31年1月31日（木曜日）に投函し郵送により交付する。

7 その他

- (1) 受験手続の詳細については、追加試験受験申込書を参照すること。
- (2) 受験に際し、障害がある等のため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時より前にその旨を申し出ること。

8 試験に関する照会先 センター 東京都文京区小日向4-5-16ツインヒルズ茗荷谷10階
郵便番号 112-0006 試験案内専用電話番号03(6912)2655 ホームページ<http://shinri-kenshu.jp/>